

大阪市東成区神路四丁目第二振興町会規約細則

令和2年9月19日規定

令和5年1月1日改訂

(目的)

1 条 本細則は、会則を補う目的で規定するものとする。

(役員職務)

2 条 会則6条の役員職務を以下の通りとする。

1. 会長は、町会を代表し、対外折衝に当たるとともに会の円滑な運営を行い、会務の統括を図るため、総会、役員会、定例会の構成員となり、特別の事情がない限り、各々の議長を務める。
2. 副会長は、会長を補佐し、町会の円滑な運営を行うとともに、会長に不測の事態が生じた場合は、その職務を代行し、総会、役員会、定例会の構成員として職務を遂行する。
3. 会計は、会長を補佐し、町会の金銭、財産の管理を行い、総会、役員会、定例会の構成員として職務を遂行する。
4. 総務は、会長を補佐し、町会の事務、広報の業務を行い、総会、役員会、定例会の構成員として、会議録の作成、管理等の職務を遂行する。
5. 班長は、班の代表として会長との連携を密にし、町会費徴収、回覧通知や班内の状況を会長・役員に報告する。総会の構成員として職務を遂行する。
6. 監事は、会計監査を主たる業務とし、他に会長の要請に応じて総会、定例会で意見を述べる。
7. 専門部長・副部長は、各種団体の代表として、所属する団体の円滑な運営、地域との調和・貢献等に積極的に取り組み、併せて総会・定例会の構成員として職務を遂行する。
8. 役員は、町会活動(町内美化、防犯・防災、歳末警戒など)に対し相互に協力すると共に、各種団体とも密接な連携を図るものとする。
9. その他、協同職務として、
 - ア 会長、役員、班長は地域内の設備(行政の設置、町会の設置)の定期的な点検・保守を行う。
 - イ 防犯灯、カーブミラー、ゴミ収集所の防鳥ネット等が充分機能しているかどうかを点検し、異常がある場合は会長に連絡する。
 - ウ 地域内に防犯・防災上危険と思われるものがないかを点検し、問題がある場合は会長に連絡する。
 - エ 地域内に防犯・防災上必要と思われる施設等の新設、増設がある場合は、書面に具体的内容を明記し、文書を会長に提出するものとする。要請を受けた会長はその内容を精査し速やかに町へ申請するものとする。
尚、当年度分として対応可能な事案は毎年9月末日迄の申請案件が審査対象となる。
 - オ 行政の設置設備に関しては、会長が関係部署に改善を要請するものとする。

(役員活動費)

3 条 会則6条の役員職務に対する活動費は町会費より負担する。

1. 役職に応じて、以下の一定の活動費を支給するものとする。副部長は部長の半額とする。社会状況により、活動が自粛される場合は一定割合を減額するものとする。また、各活動における反省会・慰労会などの飲食代などは、原則これに含むものとする。(活動費の総額は町会支出費の15%程度を限度とする)

No	役職/団体	金額	No	役職/団体	金額
1	会長	¥15,000	2	防犯	¥10,000
3	総務	不在	4	災害救助	¥10,000
5	会計	¥10,000	6	民生委員	¥10,000
7	監事	¥10,000	8	女性	¥10,000
9	社会福祉	¥10,000	10	班長	¥1,000(商品券)
11	環境衛生	¥10,000	12	相談役	不在
13	子ども会	¥10,000	14	青少年指導	¥10,000

2. 活動を遂行するにあたり、必要経費(交通費など)は実費弁償するものとする。
3. 各団体における公的催行(総会、新年互例会、勉強会など)に関しては、参加するにあたり、案内状(招待状)を役員内で了承し、催行団体の領収書提出をもって一部の助成を可能とする。
4. 会員でない場合も、町内活動の協力に関しては、一定のお礼を本会より支給する。

(町会費の徴収並びに定例支出金)

4 条 会則12条の町会費の徴収並びに定例支出金については以下の通りとする。

1. 班長は、班内の正会員、準会員を訪問し、町会費を徴収し、所定の領収書に必要事項を記入(控えも含む)の上、会員に渡し、徴収完了後、町会費と領収書控と共に会計迄返却する。
2. 徴収方法は、原則として1年分の一括徴収とするも、会員の要請によって6ヶ月単位の納入も可とする。
3. 町会費は1世帯月額400円とする。但し、企業・施設(保育園、パーキングなど)においてはこの限りではない。
4. 会員に特別の事情がある場合は、町会費を免除/減額することができる。
5. 社会・経済状況により、会員への影響を考慮し、一時的に町会費を減額することができる。
6. 定例支出金とは、赤十字事業資金、歳末助け合い募金、赤い羽根等共同募金を云い、年度予算に計上し、承認されたものを連合振興町会(赤十字奉仕団)の要請に基いて納付する。依って、会員からの個別徴収は行わない。
7. 定例支出金を増減する場合は総会の議決を必要とする。但し、連合振興町会の要請による微差の修正は役員会の承認によって決定する。

(慶弔等)

5 条 会員に慶事・弔事或は災難に遭った場合、以下の通り対応する。

1. 慶弔金はそれぞれの項目単位に限度を決定し、対象となる事例は第4項の通りとする。”
2. 役員、班長は第4項に該当する事例が発生した場合は会長に連絡し、(会長は会計に対し慶弔見舞金の準備を指示) 会計より慶弔見舞金を預かる。
3. 慶弔金を預った役員、班長は町会を代表して、当該会員に祝意・弔意或はお見舞いを述べる。
4. 以下の慶事・弔事・災害を該当事例とする。(会長、役員、および班長からの申請による。)
 - イ> 会員家族に百歳の長寿者が誕生した時。
 - ロ> 顕著な善行があり、それを役員会が認めた時。
 - ハ> 会員家族に死亡者が出た時。
 - ニ> 火災に遭い住めなくなった時。
 - ホ> 地震・台風などにより、ケガまたは、住居に被害が生じた時 (大規模災害を除く)
 - ヘ> 強盗等によって大怪我をしたとき。
 - ト> 窃盗や強盗等に入れ金銭的に大きな損害を受けた時。
 - チ> その他、会長が特に必要と認めた事例が発生した時。

5. 弔意・見舞・報償額

項目	金額(上限)	項目	金額(上限)
イ 長寿	¥10,000	ホ 風水害	¥20,000
ロ 善行	¥5,000	ヘ 強盗ケガ	¥10,000
ハ 死亡	¥5,000	ト 盗難	¥20,000
ニ 火災	¥30,000	チ その他	¥3,000

6. 役員等が退任したときは、次により退任慰労金を支給する。

一期2年以上勤め退任したとき 10,000円

附 則

- 1 この規約は、令和2年9月19日から施行する。
- 2 3 赤字の部分を追記・変更する。